

情報公開法案（素案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）

第三章 不服申立て

第一節 諮問（第十八条・第十九条）

第二節 情報公開審査会

第一款 設置及び組織（第二十条―第三十一条）

第二款 事件の取扱い（第三十二条―第三十九条）

第三節 雑則（第四十条・第四十一条）

第四章 補則（第四十二条―第五十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次の各号に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（第三号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの
- 四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書、図画その他の記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で記録されたものを含む。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の施設等において、政令で定める方法により、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保有されているもの

第二章 行政文書の開示

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第四条 開示請求をしようとする者は、行政機関の長（第二条第一項第三号の政令で定める施設等機関及び

特別の機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 開示請求に係る行政文書の名称及び記載事項の要旨その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項

三 その他政令で定める事項

2 行政機関の長は、前項第二号の記載内容から開示請求に係る行政文書を合理的に識別することが困難であるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつた場合は、次条に定めるときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

(行政文書の不開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。

)が記録されているときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示してはならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

ロ 氏名その他の特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得る情報の部分を
除くことにより、開示しても、個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められることとな
る部分の情報

ハ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ニ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められ
る情報

二 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を

営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供され、現に公にされていないものであつて、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結がその締結時の状況に照らし合理的であると認められるもの

三 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

四 開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

五 行政機関内部、行政機関相互又は行政機関と国会、裁判所若しくは地方公共団体との間における審議

、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関、国会、裁判所又は地方公共団体の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第七条 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分と当該部分を除いた部分とを容易に区分することができるときは、行政機関の長は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第八条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、第六条の

規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否を明らかにしない請求拒否)

第九条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、第六条の規定により保護される利益が害されることとなるときは、第五条及び第六条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否しなければならない。ただし、第六条の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、この限りでない。

(開示請求に対する措置)

第十条 開示請求に係る行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、行政機関の長は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る行政文書を開示しないとき。

二 開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとき。

三 開示請求に係る行政文書が存在しないとき。

四 当該開示請求についてこの章の規定が適用されないとき。

五 その他の理由により開示請求を拒否するとき。

3 開示請求に係る行政文書の一部を開示するときは、行政機関の長は、一部開示の決定をし、開示する部分については第一項の、その他の部分については前項の例により、開示請求者に通知しなければならない。

(開示等決定の期限)

第十一条 前条に規定する決定(以下「開示等決定」という。)は、開示請求があった日から三十日以内に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する開示等決定をしなければならない期間を三十日を限度として延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。

(開示等決定の期限の特例)

第十二条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条に規定する期間内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの部分につき相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項の期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 前条に規定する期間内に開示等決定をする部分
- 三 前号の部分以外の部分について開示等決定をする期限

(事案の移送)

第十三条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他正当な理由があるときは、関係行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、移送の年月日、移送の理由及び移

送された行政機関の長の名称を書面により通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

第十四条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十八条及び第十九条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示等決定をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて当該情報が第六条第一号ただし書ニ若しくは同条第二号ただし書に該当すると認められるとき又は第三者に関する情報が記録されている行政文書を第八条の規定により開示しようとする場合は、開示の決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、次に掲げる事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 開示請求に係る行政文書の名称及び当該行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の概要

二 開示の決定をしようとする理由

三 意見書の提出先及び提出期限

3 行政機関の長は、前二項の規定により第三者に意見書の提出の機会を与えた場合において、当該第三者の意に反して、当該行政文書の開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施すべき日との間に二週間を下回らない期間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 開示の決定があつた旨

二 開示の決定の理由

三 開示を実施する日

(行政文書の開示の方法)

第十五条 行政文書の開示は、政令で定めるところにより、行政文書を閲覧若しくは視聴に供し、その複製物を交付し、又は政令で定める方法で行う。ただし、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該行政文書の複製物により行政文書の開示をすることができる。

(手数料)

第十六条 行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによる。

(権限の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 不服申立て

第一節 諮問

(情報公開審査会への諮問)

第十八条 開示等決定について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て（以下「不服申立て」という。）があつた場合は、当該不服申立てについての裁決又は決定をすべき行政庁は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 不服申立てに係る請求拒否の決定を取り消し、開示の決定をするとき。ただし、当該請求拒否の決定について第十四条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であつて、開示の決定をするこ

とが当該第三者の意に反することが明らかであるときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政庁（以下「諮問庁」という。）は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人（諮問に係る不服申立てをした者をいう。以下同じ。）及び参加人（行政不服審査法第二十四条に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- 二 不服申立人及び参加人が開示請求者以外の者である場合にあつては、開示請求者
- 三 当該不服申立てに係る開示等決定について第十四条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合にあつては、当該第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

第二節 情報公開審査会

第一款 設置及び組織

(設置)

第二十条 第十八条の規定による諮問に依じて不服申立てについて調査審議するための合議制の機関として

、総理府に情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第二十一条 審査会は、委員〇人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち〇人以内は、常勤とすることができる。

3 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第二十二条 委員は、学識経験がある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、この委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第二十三条 委員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第二十四条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第二十五条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第二十六条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(合議体)

第二十七条 審査会は、審査会の定めるところにより三人の委員で構成する合議体で、不服申立ての事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立ての事件を取り扱う。

(委員会議)

第二十八条 審査会の会務の処理（不服申立て事件の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員

会議」という。)の議決によるものとする。

2 委員会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会が第二十五条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうち本人を除く全員の一致がなければならない。

(給与)

第二十九条 委員の給与は、別に法律で定める。

(守秘義務)

第三十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第三十一条 審査会の事務を処理させるため、審査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第二款 事件の取扱い

(審査会の調査権限)

第三十二条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提示を拒むことはできない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示等決定に係る行政文書に記録されている項目と開示等決定の理由とを審査会の指定する方式により分類又は整理した資料を作成し、提出することを求めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、審査会は、事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第三十三条 不服申立人等は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することを求めることができる。ただし、

審査会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第三十四条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十五条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第三十二条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第三項に規定する調査をさせ、又は第三十三条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十六条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当

な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第三十七条 審査会の会議は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十八条 この款の規定により審査会又は委員がした処分については、不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、不服申立人及び参加人に答申書の謄本を送付するとともに、答申を公表するものとする。

第三節 雑則

(政令への委任)

第四十条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(会計検査院の長のした開示等決定についての特例)

第四十一条 会計検査院の長のした開示等決定（第十七条の規定により会計検査院の職員に開示等決定の権限が委任されている場合における当該職員のした開示等決定を含む。）についての不服申立ての取扱いについては、この章の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによる。

第四章 補則

（行政文書の管理）

第四十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政機関の職員は、前項の行政文書の管理に関する定めに従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

3 第一項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他必要な事項について定めるものとする。

（開示請求をしようとする者の利便を考慮した措置）

第四十三条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよ

う、開示請求をする書面の記載に関する相談及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する相談、行政文書の所在に関する情報の提供その他の開示請求をしようとする者の利便を考慮した措置を総合的に行う案内所の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(施行状況の公表)

第四十四条 総務庁長官は、毎年度、この法律の施行の状況を公表するものとする。

2 総務庁長官は、前項の公表に関し、行政機関の長に対し、所要の報告を求めることができる。

(情報公開の総合的な推進)

第四十五条 政府は、第二章及び前三条に規定するもののほか、基本的な施策又は重要な施策に関する情報、国民の安全又は消費生活に関する情報その他の行政運営に関する情報が、当該情報の性質及び国民の需要に照らし、適時に、かつ、的確に国民に明らかにされるよう、情報の提供その他の情報の公開に関する施策の充実に努め、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十六条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十七条 政府は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号に規定する法人(同号の規定の適用を受けない法人を除く。)について、その性格及び業務内容に応じて情報の開示及び提供が推進されるよう、情報公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(他の法令の規定との適用関係)

第四十八条 第二章の規定は、他の法律又はこれに基づく命令(以下この項において「他の法令」という。

)の規定により何人も閲覧又は写しの交付(謄本又は抄本の交付を含む。)を請求することができる行政文書(次項に規定するものを除く。)については、適用しない。ただし、当該他の法令により定められた開示の方法以外の方法による開示請求又は当該他の法令により定められた開示の期間外における開示請求があつた場合は、この限りでない。

2 第二章の規定は、別表第一及び第二に掲げる行政文書については、適用しない。

(罰則)

第四十九条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して〇年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章及び第四十九条の規定については、公布の日から起算して〇年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一、第二 (略)

(目的)

第一条 この法律は、行政文書の開示を請求する権利及びこれに関連する事項につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図るとともに政府の諸活動を国民の不断の監視と批判の下におき、もって公正で民主的な行政を推進することを目的とする。

2 政府は、国民主権の理念にのっとり、国政の遂行状況に関する的確な認識と評価に基づく国民の責任ある意思形成の促進を図るため、その諸活動を国民に明らかにする責務を有する。